弁護士からのアドバイス

岐阜県弁護士会民暴委員会

❶ 平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深める施策を行うべきとされており、この観点での施策が進められています。

この法律の施行前から、えせ同和行為の横行が、不当要求を受けた者が損害を被るというにとどまらず、部落差別解消の推進の障害となることから、えせ同和行為に適正に対処することが必要とされてきました。

こうした点に加え、えせ同和行為には、えせ同和行為者が、暴力団等の反社会的勢力と密接な関係があることが多いという問題があります。平成19年６月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」は、企業に対し、反社会的勢力に資金提供を行わないことを求めています。この指針に基づく取組みが進んでいる現在では、不当要求に屈して反社会的勢力に資金を提供する者が非難対象となっています。

つまり、えせ同和行為に対しては、被害を受けたくないからという考えではなく、えせ同和行為に屈することは、部落差別の解消の妨げとなり、暴力団等の反社会的勢力の活動を助長することになってしまって許されないとの理解の下に対処する必要があるのです。

❷ えせ同和行為被害の予防策としては、平成19年6月の政府の指針に従って反社会的勢力からの被害を防止する体制を整備することが、そのまま、えせ同和行為に対する予防策となります。また、同和問題に対する正しい知識を身につけることも必要です。

❸ えせ同和行為を受けたときには、適正に対応することになります。対応方法は、本パンフレットの3ページから11ページまでに具体的にまとめられていますので詳細は繰り返しませんが、要は、心構えとして他の顧客や他の住民と同様に接し特別扱いをしないことに尽きます。相手方が同和問題に絡めて指弾してくることはひとまず横において、相手方の要求内容を明確に把握し、その要求が不当であれば応じられないというふうに単純に考えてください。

その上で、他の不当要求の場合と同様、不当要求であることの証拠化のため、相手方の氏名、所属団体等の確認、対応内容の詳細記録化を徹底してください。記録化の手段として録音がありますが、相手方の同意を得る必要はなく、隠し録音でも有効に証拠として機能します。ただ、その場での相手方の恫喝を止めたい場合には、「上司に対して正確に報告するために録音させていただきます」と告知し、相手方に同意を求めることもせずに録音する方法もあります。相手方の恫喝がなくなり、動揺することなく対応ができます。

❹ それでも相手方からの執拗な不当要求が続く場合や、相手方に威圧されて何か一筆書いてしまった場合には、直ちに、県警、暴力追放推進センター、弁護士会民事介入暴力被害者救済センター（民暴委員会）宛にご相談ください。そのままにしてしまうと取り返しがつかなくなることもあります。何らか応じたこと自体を新たなネタにして不当要求が続くこともありますが、直後に対応すれば十分リカバリーできます。